

「令和7年度 静岡市発達早期支援業務」に係る公募型プロポーザル

質問に対する回答

番号	質問事項	回答
1	今年のおそびのひろば参加者で令和7年度のお子さまにはおそびの教室プラスの情報を提供すればよいか。	おそびのひろば終了時に継続支援の必要性が認められる場合、おそびの教室プラスの利用申込をすることになります。参加者へは担当保健師と相談の上ご案内をお願いします。
2	おそびの教室の中の個別相談では、参加者の保護者10人の参加のうちおおよそ5名ずつ2日に分けて個別相談を実施する理解でよいか。	参加者一人に2回の個別相談の実施をお願いします。
3	また、保護者の都合等により個別相談日に参加できない場合はおそびの教室の前後で個別相談を30分実施することが可能か。	おそびの教室の集団活動とは別日に実施をお願いします。
4	心理検査の種類指定の有無	指定はありません。
5	ひろばの開始時間は、記載のある時間でなく、今年度と同じ運用になることもあると思いませんか。	基本は記載時間で実施を考えており、会場の開錠時間などによる変更は相談に応じます。
6	発達障がい児の療育経験があるその他有資格者については、協議するものとする。とあるが、児童指導員を指定しない理由があるのか。	児童指導員は児童福祉施設で働く場合の資格（名称）と認識しています。任用資格に関してはその他有資格者として協議します。
7	こどもの特性を保護者と共有するとともに、療育的な支援の紹介（児童発達支援事業所や児童発達支援センター等）を行う。とあるが、うみのこ・きらりの教室も含まれるのか。	そのとおりです。
8	仕様書に記載のある教室開催する曜日の変更は可能か	原則仕様書のとおりを実施をお願いします。
9	個別相談の場所は当施設で実施が可能か	会場については相談の上実施をしてください。
10	おそびの教室に参加をする保護者様に対して、保健師等からおそびの教室の目的であるお子さまの「アセスメントをする場であること」、「心理検査を実施すること」を周知し理解している方が参加するという認識でいいか	そのとおりです。
11	「おそびのひろば」という名称から「おそびの教室」という名称に変更されたこととその理由について質問いたします。子どもの発達的变化は何か教えることでなされるという印象が伝わりかねないと思うので、現行通りの方がいいと考えています。	発達早期支援業務全体の見直しにより名称も変更しました

<p>12</p> <p>仕様書に「活動全般において、親子のかかわりを重視し・・・」（P4エ）とあります。親子のかかわりを重視し、そこを支えることが子どもの発達にとって大きいと考えています。令和6年度までの二次支援の場である「ぱすてるひろば」の役割は親が育児に対する手ごたえを感じ、相談することへの信頼感を持てることであると平成30年度から事業に携わるなかで当法人が取り組んでいることです。また、あそびのひろば・ぱすてるひろばの大きな役割である、専門職のアセスメントについても、親が納得して決定するためには、ともに考える期間が必要であると考えており、これは、静岡市が先駆的に取り組んでいた財産であると考えています。これらのことから、事業の体制に変更がなされた理由を質問いたします。</p>	<p>平成30年からの事業へのご協力ありがとうございます。発達早期支援業務の見直しのみでなく、発達障害に関する事業の全体的な見直しから、アセスメント及び理養育的な支援への早期つなぎを重視、児童発達支援事業所の増加など環境要因も鑑み、令和7年度の発達早期支援業務となりました</p>
<p>13</p> <p>個別相談の回数が仕様書と合わない  (2)のウの「あそびの教室」及び「あそびの教室プラス」の集団活動のタイムスケジュールでは8:00～12:00とあり、それを1回とみなすと考えて実施してきました。  「あそびの教室へ行こうよ！！」のチラシには、  個別相談の時間が9：00～12：00、13：00～16：00の中で、  1組30分から60分の個別相談と記載されておりますが、  1組30分としても、1回（3時間）に6組しかできない計算になります。  全員に対し個別相談及び結果返しをすると、実施回数は、  個別相談で2回、結果返しで2回必要になり、  事業所の実施回数としては、1クール9回になると思います。  ボランティアで実施することはできませんが、それについてはどのようにお考えでしょうか。</p>	<p>個別相談は、一人30分から1時間の相談を2回実施するようにお願いします。6回目、7回目の会場は1日確保しています</p>
<p>14</p> <p>仕様書の実施時間と「あそびの教室へ行こうよ！！」の実施時間が合わない  「あそびの教室へ行こうよ！！」のチラシでは個別相談の掲載時間が9：00～12:00、13：00～16：00となっておりますが、仕様書では8：30～12：00のタイムスケジュールとなっております。午後の時間は委託対象外になるのではないのでしょうか。</p>	<p>個別相談は、一人30分から1時間の相談を2回実施するようにお願いします。6回目、7回目の日程は会場を1日確保しています  集団活動は、8:30～12:00の仕様のとおりでお願いします</p>

15	個別相談の従事者数が足りない 仕様書通りに実施しようとする、1回（3時間）に10組の個別相談を実施することになり、1組30分としても同時刻に2組の個別相談をしなければなりません。その場合、仕様書に記載されている従事者数では足りません。その点についてはどのようにお考えでしょうか。	心理士等1名以上、補助スタッフ1名以上 で、個別相談の対応をお願いします。
16	例えばこのような方法はどうでしょうか。 1～5回目にあそびの教室 6回目に個別相談（6名まで可能）・7回目に個別相談（6名まで可能） 8回目（あそびの教室プラスの分を1回繰り上げ）に全員に個別相談の結果返し 1～3回あそびの教室プラスを実施する	仕様のとおりの実施をお願いします。
17	発達検査について検査キットが高額であり、検査費用もかかるため、従事者の維持に費用がかかることが想定されますので、委託料の変更を検討していただけますでしょうか。	実施要領に記載の金額が契約上限金額です。
18	静岡県発達支援業務の実施内容や委託料が変化した背景を教えてください。	発達早期支援業務参加後のつなぎ支援を強化しました。児童発達支援事業所増えたことなどの環境要因も加味し、業務見直しを行いました。
19	質問に対する回答についてホームページで公開とありますが、仕様書内容に大きく関わることなので直接質疑応答ができる場を設けていただきたいのですが、いつになりますでしょうか。	申し訳ありません。直接の質疑応答の場の予定はありません。委託契約後に業務実施の具体的方法について説明します。
20	・事業について細かい予算（人件費、教材費、諸経費など）の内訳を知りたい。	・人件費：2,263,129円 ・消耗品費（教材費含む）：83,160円 ・その他雑費：18,711円 計：2,365,000円（契約上限金額）
21	・あそびの教室は保健師も入るのか？	保健福祉センターの保健師は業務自体には従事しません。参加者の情報、結果の共有は行います。
22	・『個別相談』『あそびの教室プラス』は受託者が確保する場所でも実施可能か？	相談の上実施可能です。
23	・かかりつけ医の情報提供希望確認書は保健師が保護者に確認するのか？	そのとおりです。

24	<p>・サービス利用に関する意見等の書類作成は受託者が作成するものか？どのような書類なのか？</p>	<p>現在意見書について障害福祉部局と調整中です。作成は保健福祉センターの保健師が行います。作成への協力をお願いします。</p>
25	<p>・『あそびの教室プラス』は、療育が必要だと思われるが保護者が療育を希望しないお子さん、もう少し時間をかけ発達を確認したいお子さんも利用可能か？</p>	<p>あそびの教室で集団及び個別相談を実施し、アセスメントを完了するようにお願いします。「療育が必要だと思われるが保護者が療育を希望しないお子さん」は、「あそびの教室プラス」の対象者ですが、「もう少し時間をかけ発達を確認したいお子さん」はあそびの教室でのアセスメントの実施により存在しないと考えています。</p>
26	<p>○個別相談について ・全員2回個別相談実施するのか？</p>	<p>そのとおりです。</p>
27	<p>○個別相談について ・一人につき30分～1時間となっているが、1日で10名全員実施するのか？従事者が集団活動に比べて少ないが全員相談できるのか？</p>	<p>全員実施します。従事者の人数について柔軟に対応をお願いします。</p>
28	<p>○個別相談について ・発達検査、個別の課題とは具体的に何か？検査用具、用紙等は市で用意してくれるのか？検査実施について、全員実施なのか？保護者の希望で行うのか？</p>	<p>何らかの客観的な「発達検査」の実施をお願いします。発達検査の種類の指定はありません。</p>
29	<p>○個別相談について ・主治医がいる場合、Drの指示のもとで検査を実施する必要があるのではないか。</p>	<p>医師とは連絡をとり実施していきます。</p>